

操作マニュアル 【定期報告:太陽光10kW未満】

第11版 2025年6月17日

目次



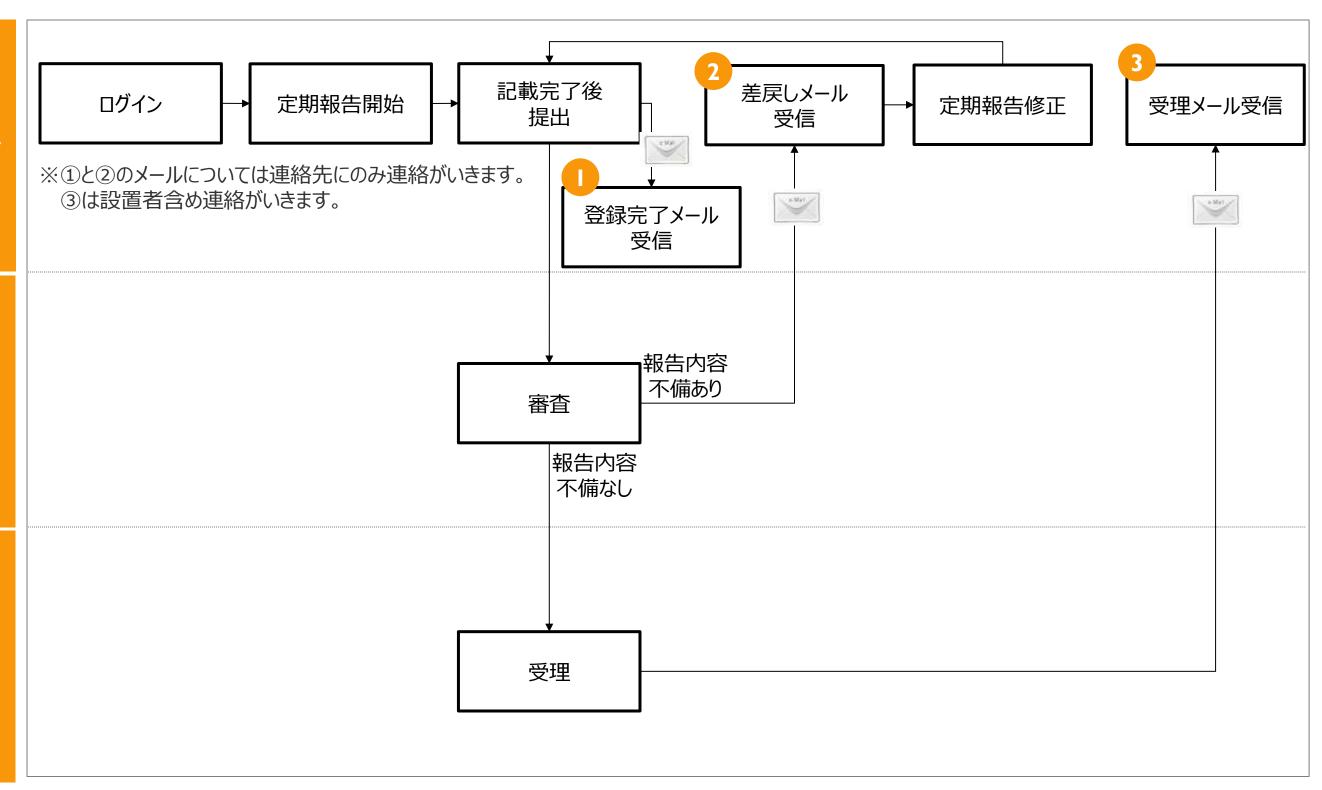
1.はじめに

- 1-1.定期報告のフロー
- 1-2.定期報告のタイミング
- 1-3.入力に関する注意事項
- 2.ログインとログアウト
 - 2-1.ログイン
 - 2-2.ログアウト
- 3.定期報告の手続き
 - 3-1.定期報告の新規作成
 - 3-2.設置費用の登録
 - 3-3.運転費用の登録
- 4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き
 - 4-1.定期報告の確認
 - 4-2.定期報告の編集/再提出
 - 4-3.定期報告の取り下げ



1-1.定期報告のフロー

定期報告の全体の構成(簡易版)を以下に示します。



1.はじめに



1-2.定期報告のタイミング

各報告の報告タイミングを以下に示します。

なお、新システム移行期間の場合、その限りではございません

報告種別	報告タイミング
設置費用報告	運転開始後1ヶ月以内
運転費用報告	売電期間中、毎年運転開始月或いは翌月 ※但し、経済産業大臣に求められた場合にご提出いただく形となりますので、提出を求めるご 連絡のあった場合は対応いだきますようお願致します。 ※設置者変更があった場合、コールセンターまでお問合わせください
増設費用報告	増設後1ヶ月以内 ※増設後も発電出力が10kw未満の場合は、報告の必要はございません。

<運転開始月の定義(重要)>

運転開始月とは、太陽光発電設備が初めて売電開始した日の属する月を言う。

(例) 売電開始日が2013年5月10日の場合運転開始月 ⇒ 5月

1.はじめに



1-3.入力に関する注意事項

- ■太陽光発電設備を有するため、新たに発生した費用を報告してください。 ※既所有地の取得価格や既に賃借料を支払っている場合、その分の報告は必要ありません。
- ■HEMS関連の設備など、太陽光発電設備とは直接関係の無い設備情報の報告は必要ありません。 ※HEMSとは、家庭で使われるエネルギーを管理するシステムを指します。
- ■太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の補助金を受けている場合、設置費用報告は必要ありません。
- ■全ての費用は、消費税抜きで記載してください。
- ■金額項目の単位が「円」の場合、一の位まで記載してください。
- ■金額項目の単位が「万円」の場合、千の位を四捨五入して記載してください。
- 異なる種類の報告を重複して行うことはできません。
 - ※設置費用報告が受理される前に運転費用報告はできません。
 - ※設置費用報告が受理された後、運転費用報告を行ってください。
- ■一時保管は90日間を期限とし、それ以後は自動削除されます。
 - ※保管期間中に修正を加え、再度一時保管とした場合はその日から90日間が保管期限となります。



2-1.ログイン

報告手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ にアクセスし、ログインを行います。

- ※ログイン方法は認定申請手続きを行う場合と同じとなります。
- ※対応ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

再生可能エネルギー電子申請ホームページ



[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます。

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、 当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

2021年度のFIT認定の申請にかかる期限日と以降の申請の取り扱いについて以下リンク先のお知らせにて公表されております。

します。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20211119.pdf

再生可能エネルギー電子申請システムにおいても、それぞれの申請受付を以下の期間で停止いたします。 詳細は以下の【各申請受付停止期間の詳細】をご確認ください。

※申請期限までの申請到達の考え方について、それぞれ以下のとおりとなりますので期限に余裕をもって手続を進めていただきますよう、お願いいたします。

□ 電子申請マイページ □グイン 認定申請・定期報告 新規登録 * 知規登録 * ログインID・パスワードを忘れた方 * ・ インターネットを通じた申請ができない方 * 太陽光パネル型式リスト (PDF) * 操作マニュアル 「参考様式〕 * 1. 新規申請手続における提出書類に係る参考様式 * 2. 変更認定申請又は届出手続における提出書類に係る参考様式



2-1.ログイン(続き)

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン画面

FIT制度・FIP制度 🔅 🛊 🗛 🧍 🛧 🌲

再生可能エネルギー電子申請

ログイン (1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル(PDF、ZIP)が必須となります。 ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。 [ユーザ名](半角英数字) (2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与(設備設置者のID・パスワードは、手続を行った登 ログイン I D・パスワードにてログインをお願いいたします。 [パスワード](半角英数字) ログインID abcd1234 パスワード) パスウ [ログイン]をクリックします 対応ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari マイページ画面が表示されます。 ログイン > 新規登録へ 初めての方はこちらからユーザ登録ができます。



2-1.ログイン(続き)

ログイン後はマイページが表示されます。

マイページ

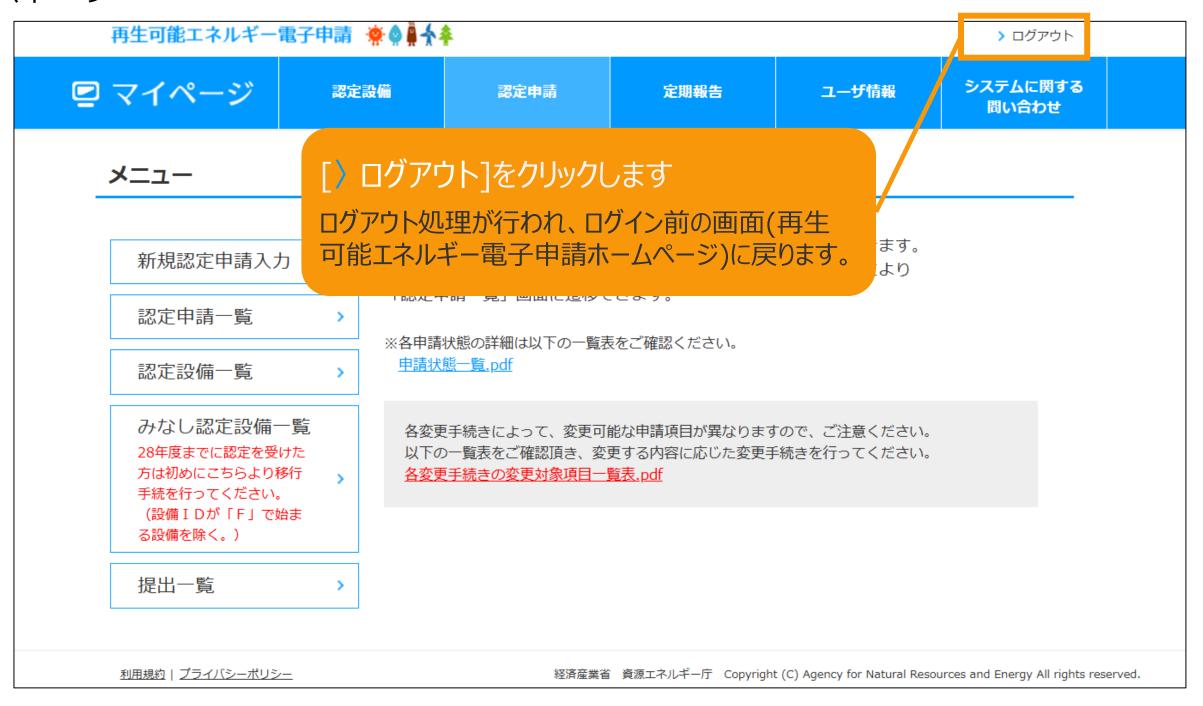




2-2.ログアウト

ログアウトをする際は、画面右上の「〉ログアウト」から行います。

マイページ





3-1.定期報告の新規作成 定期報告の新規作成手順について以下に示します。

マイページ





3-1.定期報告の新規作成(続き)

定期報告を行う設備を検索します。





3-1.定期報告の新規作成(続き)

定期報告を行う設備を選択します。

定期報告用設備一覧画面



「作成」をクリックします

該当設備の定期報告区分選択画面へ進みます。

[一覧]をクリックすると過去、設備に対して 行った報告が確認できます

「4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き」で詳しく説明します。

定期報告用設備一覧画面(スクロール部分)

発電設備の出力(kW)	甲疇の認定日↑	発電設備の名称	題新の報告日
3.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所	
5.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■10未廃	
30.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■50禾周	
4.0KW	2019年07月26日	特例メロン発電所■10未満	
6.0kW	2019年07月30日	大分小規模発電センター	
25.0kW	2019年08月01日	佐賀中規模発電センター	



3-1.定期報告の新規作成(続き)報告区分を選択します。



[情報入力]を選択します

- ※報告区分で"設置費用"を選択した場合は「3-2.設置費用の登録」へ進む。
- ※報告区分で"運転費用"を選択した場合は「3-3.運転費用の登録」へ進む。



3-2.設置費用の登録

[設備情報]を確認します。

設置費用登録画面

定期報告登録(太陽光(10kW未満))「設置費用報告」 報告区分選択 情報入力 内容確認 登録完了 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。 ◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。 【報告にあたっての注意事項】 ・国(太陽光発電普及拡大センター(J-PEC))が行う住宅用太陽光導入支援補助金の受理決定を受けて、太陽光発電システムを設置したものについては、それを持って資本費 等の確認ができるため、設置費用報告は不要です。 ・全ての費用について、消費税抜きで記載してください。 単位が円の場合、一の位まで記載してください。 ・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。 ・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価 格を記載してください。 一括値引きなどで個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体での値引き額を値引き欄に記載してください。) 認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表 をご確認ください。

設備情報

事業者名		
法人の代表者氏名		
設備ID	SAK0308C13	
発電設備の出力(kW)	4.5 KW	最新の出力が表示されます。報告時の出力と 異なる場合は、修正してください。 なお、こちらを修正しても認定情報は変更されません。
発電設備の名称	三森テスト太陽光10KW未満2	
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田1	



3-2.設置費用の登録(続き)

[連絡先情報]と[設置状況の報告]を記載します。(1/6)

設	置費用登録画面		姓と名の間のスペースの有無は任意です。
連絡	絡先情報		XTC II 97 II J977
連絡	各先	氏名 電話番号 メールアドレス	本報告に係る連絡先を記載してください。 電話番号はハイフンつきの半角数字で記載し てください。
設置	置状況の報告		「本物の生産を持ちます。
パネ	ネル設置場所の形態 必須	◎ 屋根置き ◎ 地上設置 ◎ 屋根地上併設	[連絡先情報]を記載します 電話番号はハイフンつきの半角数字で記載し
運転	必須		てください。 報告の審査結果等に係る連絡は、ここで指定
出力	力制御	出力制御対象	されたアドレス宛に送られます。 は、チェックしてくたさい。 2015年4月1日以降の接続申込み案件については(東京電力、中部電力、関西電力管内の50KW未満を除く)、原則対象となって 「パネル設置場所の形態」を選択します 選択した形態によって、以下の設問構成が異なります。 ※次ページ以降を参照



3-2.設置費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で"屋根置き"を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(2/6)

設置費用登録画面





3-2.設置費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で"地上設置"を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(3/6)

設置費用登録画面

設置状況の報告			
パネル設置場所の形態	必須	○ 屋根置き ● 地上設置 ○ 屋根地上併設	設置状況は、新設時点の形態を記載してください。
設置場所の所有形態	必須	 ○ 自己所有の土地 ○ 他者所有の土地(借地) ● 自己所有及び他者所有(借地)併有 【自己所有情報】 ○ 既保有地 ○ 新規購入 【他者所有(借地)情報】 現在の賃借料 万円/年(円/m²) 借地面積 m² 	[設置場所の所有形態]で"他者所有の土地(借地)"または"自己所有及び他者所有(借地)併有"を選択した際に表示される記載欄となります。
地上設置場所	必須	○ 耕作放棄地○ 営農型(ソーラーシェアリング)● その他概要	その他の場合、概要に丘陵地、山林伐採地、 平地など設置場所の状況が分かるように記載 してください。 ※「雑種地」などの地目名ではありません。
			[地上設置場所]で"その他"を選択した際に表示される記載欄となります。



3-2.設置費用の登録(続き)

「パネル設置場所の形態]で"屋根地上併設"を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(4/6)

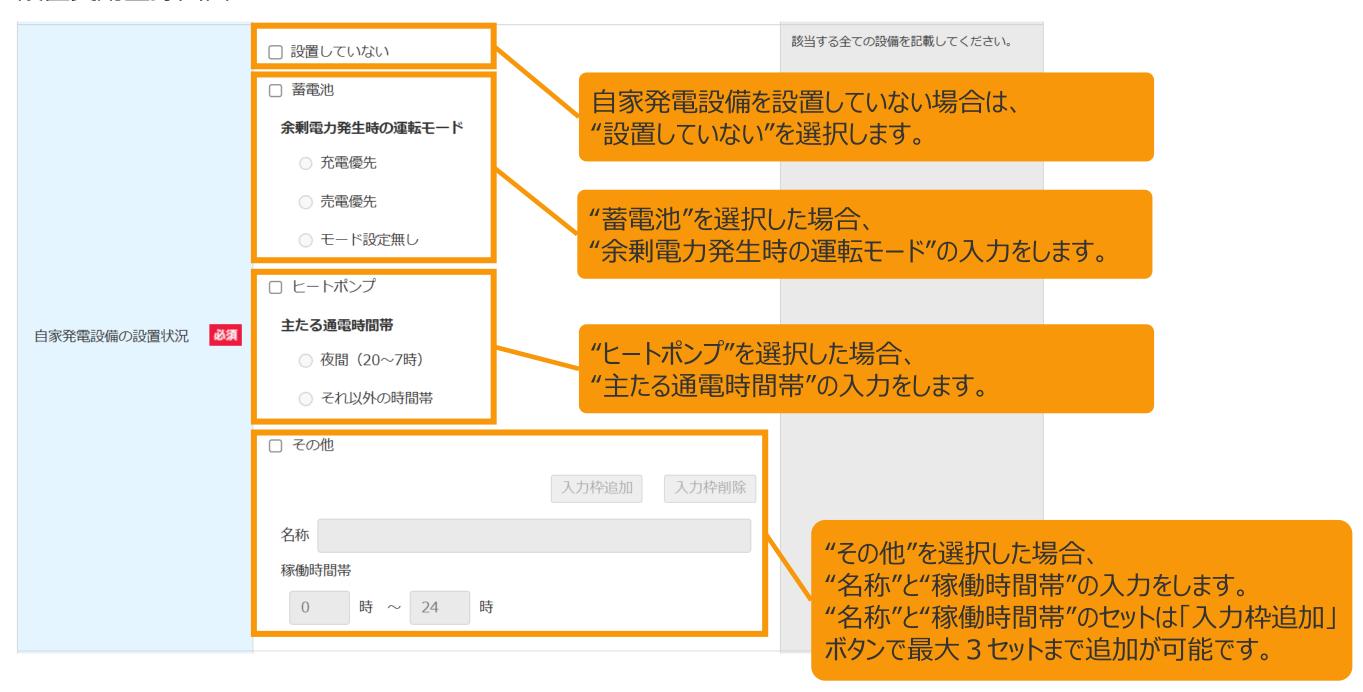
設置費用登録画面 設置状況の報告 設置状況は、新設時点の形態を記載してくだ ○ 屋根置き○ 地上設置● 屋根地上併設 パネル設置場所の形態 必須 屋根置き設備があるの場合、「新築」、また は「既築」、または「新築及び既築併有」を ● 新築● 既築● 新築及び既築併有 選択してください。 自己所有の屋根(建物) [パネル設置場所の形態]で"屋根置き"を選択した ◎ 他者所有の屋根(建物) 際と"地上設置"を選択した際の両方の内容が表 自己所有及び他者所有併設 示されます。 砂須 設置場所の所有形態 自己所有の土地 ◎ 他者所有の土地(借地) 自己所有及び他者所有(借地)併有 戸建住宅 集合住宅(アパート、マンション等) ◎ 事業所、工場、店舗 その他の場合、概要に設置場所を記載してく 必須 屋根設置場所 ださい。 ◎ 学校、公共施設 ◎ 車庫、ガレージ、カーポート、倉庫 ◎ その他 ● 耕作放棄地 その他の場合、概要に丘陵地、山林伐採地、 平地など設置場所の状況が分かるように記載 必須 地上設置場所 営農型(ソーラーシェアリング) してください。 ※「雑種地」などの地目名ではありません。 ◎ その他



3-2.設置費用の登録(続き)

[設置状況の報告]を記載します。(5/6)

設置費用登録画面





3-2.設置費用の登録(続き)

[設置状況の報告]を記載します。(6/6)

設置費用登録画面

	□ 発電設備の設置場所における需給契約の契約者ではない。	※発電設備の設置場所における需給契約の契約者である場合のみ
	契約電気事業者名	
電力料金プラン	料金プラン名	
电月行並ノフノ		
	電力量料金	※電力量料金は、基本料金ではなく、従量料 金を指す
	円/kWh	※燃料費調整、再工ネ賦課金を除く

発電設備の設置場所における需給契約の契約者でない場合は、チェックボックスにチェックをつけてください。



3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(1/6)

設置費用登録画面 資本費の報告 設置区分 新設 設備導入に必要な機械装置等の購入製造等に必要な経費を記載してください 合計を計算 □ 合計欄が間違っていないことを確認しました。 概要内訳 太陽電池モジュール (AXITEC)(AC-250M/156-60S)(41)枚 合計 パワーコンディショナ 合計 台 W. 製造事業者名 --なし--追加 台) □ 出力制御対応機能搭載 設備費 モニターシステム 電力測定ユニット 円 円 表示モニター ※一体販売の場合(円) □ 出力制御対応機能搭載

合計金額の記載方法は<u>マニュアル</u> 26Pをご確認下さい。

設備情報に登録されているパネル型式情報が表示されます。設備情報にパネル型式が登録されていない場合は、製造事業者名を選択する項目が[合計]の下に表示されます。

パワーコンディショナの記載方法

メーカー毎にまとめて記載してください。

(例) パナソニック 2000W × 1台 パナソニック 2000W × 1台 パナソニック 5000W × 2台

○ パナソニック 14000W 4台

よくある間違え

× パナソニック 2000W 2台 パナソニック 5000W 2台

い。また、複数ある場合は、最も出力の大

当欄に記載はできません。その下の各メーカーパワーコンディショナ毎のW数・台数を記載すると自動的に計算・反映されます。

接続方法により認定済」等その事由を記載し

「追加」ボタンをクリックすると、各メーカーパワーコンディショナに関する情報を追記可能となります。



3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(2/6)

設置費用登録画面

	架台	0	円		
	製造事業者名	言果是直			
	接続箱	0	円		
	その他の附属機	유문			
	費目名				
	(費用)		円		
蓄電池	※蓄電池がパワ	ーコンディショナ		kWh) 蓄電池のみの価格不明) な分できない場合は、ボック むしてください。	
	の 施工事業者名 ※施工事業者が	施工事業者個別発注の場合	3		
工事費	土木工事業者名 電気設備工事業 架台工事業者名 その他業者名	者名			事業者が複数ある場合は代表の事業者名を記 載してください。 個別発注の場合、電気設備工事業者名が必須 項目となります。 接続費が発生した場合は、工事費に含めて記 載してください。



3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(3/6)

設置費用登録画面





3-2.設置費用の登録(続き)

[その他費用]で"あり"を選択した場合

[資本費の報告]を記載します。(4/6)

設置費用登録画面		[その他費用]で"あり"を選択した際に表示
	● あり ○ なし	される記載欄となります。
	建設段階の保険料等、設備費、工事費、接続費以外の費用があれば、内訳と金額を記載してください 円 合計を計算 合計欄が間違っていないことを確認しました。 内訳 費目名1	
	(費用1)	
その他費用		
	費目名2	合計金額の記載方法はマニュアル
	(費用2)	<u>26P</u> をご確認下さい。
	費目名3	
	(費用3) 円	
	費目名4	
	(費用4) 円	



3-2.設置費用の登録(続き)

[補助金受給の有無]で"あり"を選択した場合

[資本費の報告]を記載します。(5/6)

設置費用登録画面

補助金受給の有無	● あり ● なし		設置にあたって補助金受給の有無 ※国または地方目治体より補助金等を受給し で設置した場合 ※国(太陽光発電管及拡大センター(J- PEC))が行う住宅用太陽光導入支援補助金 の受理決定を受けて、太陽光発電システムを 設置したものについては、それを持って資本 費等の確認ができるため、設置費用報告は不 要です。
	補助金の名称1		
	補助主体1		
	補助金1	Ħ	
	補助金の名称2		
	補助主体2		
	補助金2	円	
	補助金の名称3		
甫助金	補助主体3		補助主体は、国、都道府県、市区町村名等を 記載してください。
	補助金3	Ħ	
	補助金の名称4		
	補助主体4		
	補助金4	円	
	補助金の名称5		
	補助主体5		
	補助金5	円	

[補助金受給の有無]で"あり"を選択した際に表示される記載欄となります。



3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(6/6)

設置費用登録画面

	期間合計リース料				
		円			
	内訳 太陽光発電設備に関係する設備の				
	リース料	円/年	【設備のみリース】		
	リース期間	年間	工事費を設置者が負担し、設備のみリースし た場合は、「その他」を選択し、概要機にリ ースした設備名を記載してください。		
1.1 → 4π6 th	再リース料	円/年	なお、負担した工事費は工事費欄に記載して ください。		
リース契約	対象設備	【複数設備のリース】 複数設備をリースした場合は、「その他」を 選択し、リースした全ての設備名を記載して ください。			
	○ なし				
	太陽光発電設備を一括り				
	○ 太陽電池モジュールのみ				
	◎ パワーコンディショナの				
	○ その他				
備考					



合計金額記載方法 (例)

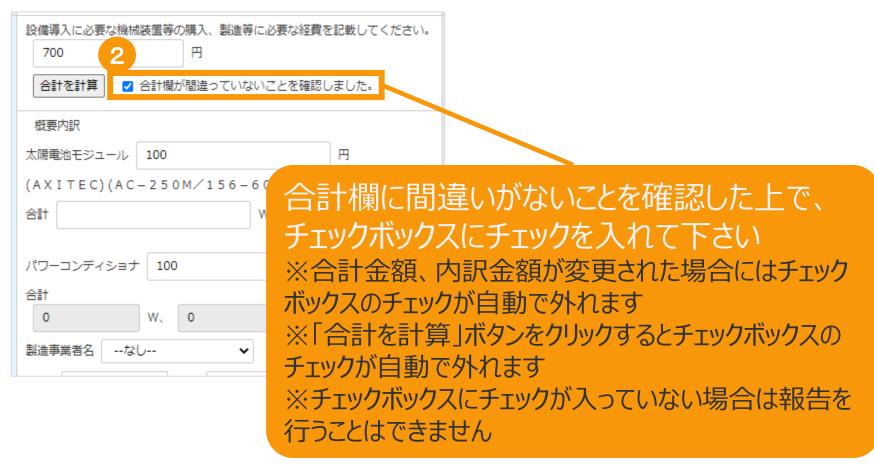
設置費用登録画面



合計欄は手入力または内訳を入力後に「合計を計算」ボタンをクリックします

「合計を計算」ボタンをクリックすると、内訳に入力された金額を自動計算します。

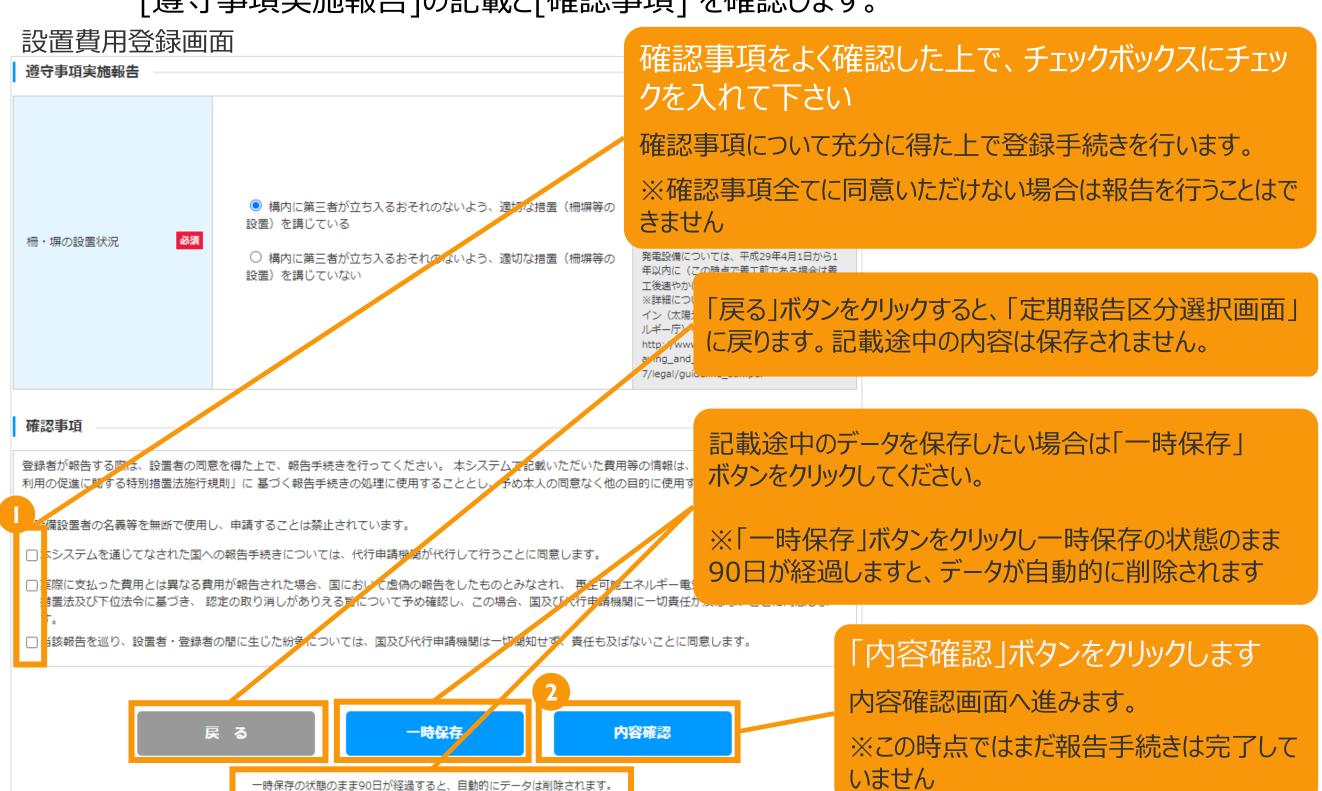
※自動計算された金額は手入力での修正も可能です





3-2.設置費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]の記載と[確認事項]を確認します。





3-2.設置費用の登録(続き) 記載内容を確認します。

登録内容確認画面

定期報告登録(太陽光(10kW未満))「設置費用報告」

記載内容に誤りがないかどうか確認します

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。





3-2.設置費用の登録(続き)

設置費用報告の登録が完了し、報告IDが発行されます。

登録完了画面





3-3.運転費用の登録 [設備情報]を確認します。

運転費用登録画面

発電設備の設置場所

東京都千代田区千代田1

定期報告登録(太陽光(10kW未満))「運転費用報告」 報告区分選択 情報入力 内容確認 登録完了 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。 ◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。 【報告にあたっての注意事項】 ・全ての費用について、消費税抜きで記載してください。 ・単位が円の場合、一の位まで記載してください。 ・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。 ・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の運転等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価 格を記載してください。) 認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表 をご確認ください。 設備情報 事業者名 法人の代表者氏名 設備ID SJ54389C13 最新の出力が表示されます。報告時の出力と 異なる場合は、修正してください。 発電設備の出力 (kW) 4.0 KW なお、こちらを修正しても認定情報は変更さ れません。 発電設備の名称 特例メロン発電所■10未満



3-3.運転費用の登録(続き)

[連絡先情報]と[設置状況の報告]を記載します。(1/6)

※報告日が最新の受理済の報告内容より[設置状況の報告]の内容を引き継いで初期表示します。





3-3.運転費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で"屋根置き"を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(2/6)





3-3.運転費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で"地上設置"を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(3/6)





3-3.運転費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で"屋根地上併設"を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(4/6)

運転費用登録画面

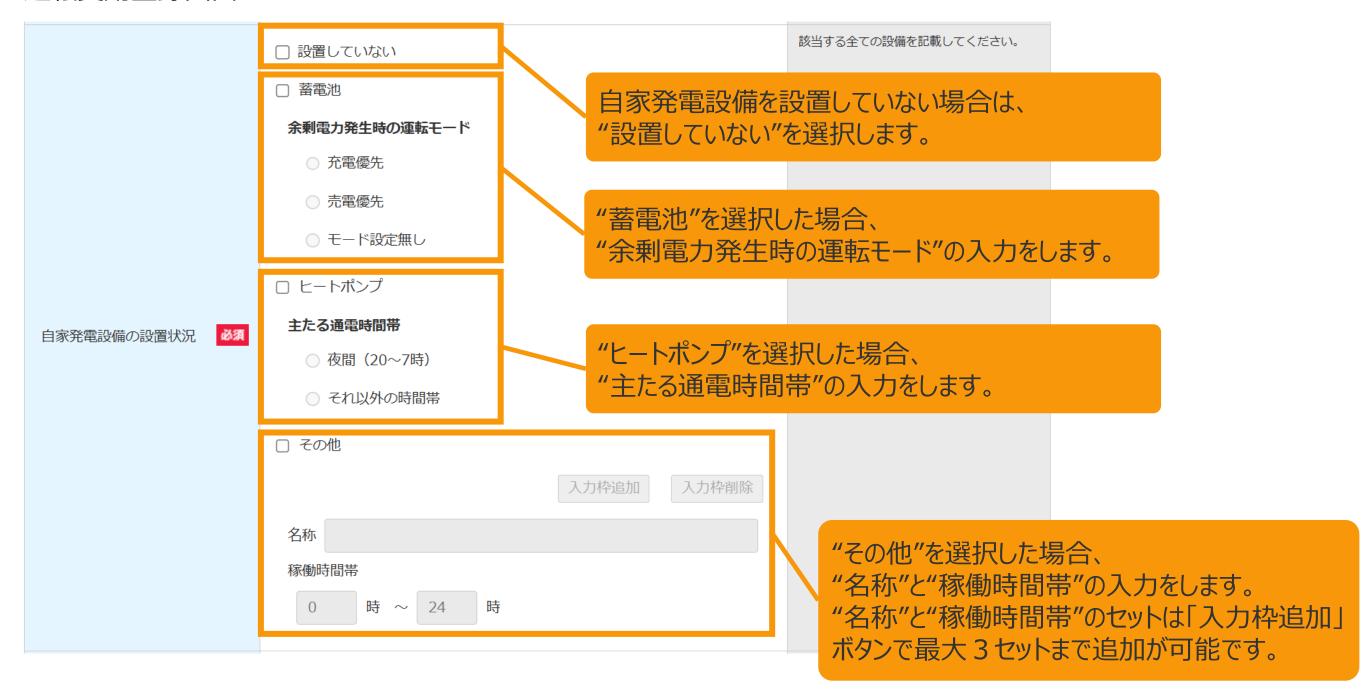


[パネル設置場所の形態]で"屋根置き"を 選択した際と"地上設置"を選択した際の両 方の内容が表示されます。



3-3.運転費用の登録(続き)

[設置状況の報告]を記載します。(5/6)





3-3.運転費用の登録(続き)

[設置状況の報告]を記載します。(6/6)

運転費用登録画面

	□ 発電設備の設置場所における需給契約の契約者ではない。	※発電設備の設置場所における需給契約の契約者である場合のみ
	契約電気事業者名	
電力料金プラン	料金プラン名	
电刀枠並ノフノ		
	電力量料金 円/kWh	※電力量料金は、基本料金ではなく、従量料金を指す ※燃料費調整、再工ネ賦課金を除く

発電設備の設置場所における需給契約の契約者でない場合は、チェックボックスにチェックをつけてください。



3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(1/4)

運転維持費情報 当該発電設備の年間の運転に要した費用の 減価償却費は記載しないでください。	D内容を記載してください。また、外部委託等で一括計上される場合も、その内訳について	項目毎に記載してください。	
対象期間 必須	運転維持費の報告対象となる期間 (一年間) の期初月と期末月を記載してください。 年 月~ 年 月	年は西暦4桁で記載してください。 ※現在月より未来月は記載できません。	
修繕費	設備の修繕や機器交換に支払った金額を記載してください。		間の期初月を記載すると、 朝末月が表示されます。
保険料必須	モジュールメーカーの提供する有償保証や損害保険等の年当たり費用を記載して ください。 円/年 概要内訳	太陽光発電設備に掛けられた保険料のみ記載 してください。 その他設備と総合した保険で 区別できない場合、報告の必要はありませ ん。	



3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(2/4)





3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(3/4)

その他	その他保守保安やセキュリティなどに要した金額を記載してください。 概要内訳 台計金額の記載方法はマニュアル 41Pをご確認下さい。
合計 必須	円 修繕費 からその他までの合計金額を記載してください。
【出力制御対応】 パワーコンディショナ のソフトウェア 書き換え費用	設備設置後、後日出力制御対応のためにパワーコンディショナのソフトウェアの 書き換えを行った場合はその費用を記載してください。 円/年 概要内訳
【出力制御対応】 制御ユニット費用 (後日設置した場合)	設備設置後、後日出力制御対応のために制御ユニットを設置した場合はその費用を記載してください。 田/年 概要内訳



3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(4/4)

	概要内訳	
替電池 (後日設置した場合)	□ パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置(蓄電池のみの価格不明) ※この欄では、蓄電池のみの設置費用を記載してください。 パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置した場合、ボックスにチェック し、一体型の価格を修繕費欄に記載してください。	
備考		



合計金額記載方法 (例)

運転費用登録画面



合計欄は手入力または内訳を入力後に「合計を計算」ボタンをクリックします

「合計を計算」ボタンをクリックすると、内訳に入力された金額を自動計算します。

※自動計算された金額は手入力での修正も可能です

その他	その他保守保安やセキュリティなどに要した金額を記載してください。 円/年 概要内訳
合計 必須	30,000 2 円 合計機が間違っていないことを確認しました。

合計欄に間違いがないことを確認した上で、 チェックボックスにチェックを入れて下さい

- ※合計金額、内訳金額が変更された場合にはチェックボックスのチェックが自動で外れます
- ※「合計を計算」ボタンをクリックするとチェックボックスの チェックが自動で外れます
- ※チェックボックスにチェックが入っていない場合は報告 を行うことはできません



3-3.運転費用の登録(続き)

[運転実績情報]と[遵守事項実施報告]を記載します。(1/2)

※報告日が最新の受理済の報告内容より[柵・塀の設置状況]の内容を引き継いで初期表示します。





3-3.運転費用の登録(続き)

[メンテナンス実施内容]で"自主点検"を選択した場合

[遵守事項実施報告]を記載します。(2/2)

運転費用登録画面

メンテナンス実施内容 必須	 ▼ 実施している ■ 自主点検 概要・頻度 ■ 太陽電池モジュール ■ 接続箱・集電箱 ■ パワーコンディショナ ■ ケーブル、配電線管 ■ 架台、基礎 ■ 出力制御装置 ■ 遠隔監視装置(センサ、通信機器含む) ■ その他 概要 ■ モニタリング ■ 実施していない 	自主点検:1ヶ月以上の頻度で定期的に実施する点検や、なんらかの要因で不規則に実施する点検が該当します。
---------------	---	---

[メンテナンス実施内容]で"自主点検"を選択した際に表示される選択欄となります。



3-3.運転費用の登録(続き)

[確認事項]を確認します。

運転費用登録画面

確認事項

登録者が報告する際は、設置者の同意を得た上で、報告手続きを行ってください。 本システ 利用の促進に関する特別措置法施行規則」に 基づく報告手続きの処理に使用することとし、

- ※設備設置者の名義等を無断で使用し、申請することは禁止されています。
- □よシステムを通じてなされた国への報告手続きについては、代行申請機関が代行して行うことに同意します。
- □ 当該報告を巡り、設置者・登録者の間に生じた紛争については、国及び代行申請機関は一切関知せず、責任も及ばない

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスに チェックを入れて下さい

確認事項について十分に得た上で登録手続きを行います。

※確認事項全てに同意いただけない場合は報告を行うことはできません

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

戻る

一時保存

内容確認

一時保存の状態のまま90日が経過すると、自動的にデータは削除されます。

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告区分選択画面」に戻ります。記載途中の内容は保存されません。

記載途中のデータを保存したい場合は「一時保存」ボタンをクリックしてください。

※「一時保存」ボタンをクリックし一時保存の状態のまま 90日が経過しますと、データが自動的に削除されます



3-3.運転費用の登録(続き) 記載内容を確認します。

登録内容確認画面

定期報告登録(太陽光(10kW未満))「運転費用報告」

記載内容に誤りがないかどうか確認します

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。



「戻る」ボタンをクリックすると、 「運転費用登録画面」に戻ります。



3-3.運転費用の登録(続き)

運転費用報告の登録が完了し、報告IDが発行されます。

登録完了画面





4-1.定期報告の確認

定期報告の確認手順について以下に示します。

マイページ





4-1.定期報告の確認(続き)

定期報告を確認する設備を検索します。



[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます。



4-1.定期報告の確認(続き)

定期報告を確認する設備を選択します。

定期報告用設備一覧画面



定期報告用設備一覧画面(スクロール部分)

発電設備の出力(kW)	甲疇の認定日↑	発電設備の名称	最新の報告日
B.OkW	2019年07月23日	特例メロン発電所	
5.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■10未廃	
30.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■50禾周	
4.0kW	2019年07月26日	特例メロン発電所■10未満	
6.0kW	2019年07月30日	大分小規模発電センター	
25.0kW	2019年08月01日	佐賀中規模発電センター	



4-1.定期報告の確認(続き)

該当設備の定期報告一覧が表示されます。

※一覧に表示されるのは、受理されたものまたは現在報告中のものとなります。





4-1.定期報告の確認(続き)

定期報告の参照画面が表示されます。

定期報告参照画面

定期報告の内容を確認できます

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。



定期報告の編集ができます

報告者による編集中の報告または代行報告機関により審査中だが編集可能の報告について、[編集]ボタンが表示されます。

※編集は「4-2.定期報告の編集/再提出」へ進む

定期報告の取り下げができます

報告者による編集中の報告または代行報告機関により審査中だが編集可能の報告について、[報告取り下げ]ボタンが表示されます。

※取り下げは「4-3.定期報告の取り下げ」へ進む

定期報告の再提出ができます

受理された報告、または代行報告機関により差戻しとなった報告について、 [再提出]ボタンが表示されます。

- ※再提出は「4-2.定期報告の編集/再提出」へ進む
- ※差戻しとなった報告の取り下げを行いたい場合は、一度再提出ボタンをクリックし、次の画面で一時保存を行います。その後戻るボタンをクリックして参照画面に戻ることで「報告取り下げ」ボタンが表示されますので、ボタンをクリックして「4-3.定期報告の取り下げ」へ進みます

再提出



4-2.定期報告の編集/再提出

[編集]ボタンまたは[再提出]ボタンをクリックすると定期報告登録画面が表示されます。

- ※ボタンをクリックした定期報告が設置費用報告の場合は、設置費用報告登録画面が開き、 運転費用報告の場合は運転費用報告登録画面が開きます。
- ※編集の場合は、保存済みの定期報告データがそのまま引き継がれて画面が表示されます。
- ※差戻された報告内容の再提出の場合は、差戻された定期報告データがそのまま引き継がれて画面が表示されます。
- ※受理済の報告内容の再提出の場合は、 受理された定期報告データから連絡先情報以外が引き継がれて画面が表示されます。

定期報告登録画面

定期報告を編集できます

定期報告登録(太陽光(10kW未満))「設置費用報告」

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。

報告区分選択

情報入力

内容確認

登録完了

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。

◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。

【報告にあたっての注意事項】

- ・国(太陽光発電普及拡大センター(J-PEC))が行う住宅用太陽光導入支援補助金の受理決定を受けて、太陽光発電システムを設置したものについては、それを持って資本費等の確認ができるため、設置費用報告は不要です。
- ・全ての費用について、消費税抜きで記載してください。
- ・単位が円の場合、一の位まで記載してください。
- ・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
- ・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。 一括値引きなどで個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体での値引き額を値引き欄に記載してください。)

認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表をご確認ください。

設備情報

事業者名

この先の操作の流れについては、

法人の代表者氏名

「3-2.設置費用の登録」、

または「3-3.運転費用の報告」と同じとなります。



4-3.定期報告の取り下げ

[取り下げ]ボタンをクリックすると定期報告取り下げ画面が表示されます。



下げられます

※一度取り下げると、該当の報告は表示されなくなります



4-3.定期報告の取り下げ(続き)

取り下げ完了のメッセージが表示されます。

定期報告取り下げ画面

